

福岡県公報

令和四年五月二十日
第二百九十九号
増刊 ①

目次

告示 (第四百五十七号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部改正

(農村森林整備課) …………… 一

告示

福岡県告示第四百五十七号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年五月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「並びに令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害」を、「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害並びに令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」に改める。

第十条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第三条第一号、第二号及び第四号に規定する者で補助金交付の決定の通知を受けたものが、当該事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について(昭和四十二年五月一日付け蔵計第九百四十六号)に係る報告に準じる報告を、各交付決定の単位により、知事に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 第一項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、第三条第一号、第二号及び第四号に規定する者で補助金交付の決定の通知を受けたものに対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第十一条第一項中「当該年度における事業を完了した場合は」を「事業の完了の日から起算して二十日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに」に改め、「当該年度の終了後遅滞なく」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、事業の完了の日から起算して二十日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までとする。

別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「並びに令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害」を、「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害並びに令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、令和三年年度の補助金から適用する。